

廿日市市建設工事優良成績者表彰要綱

平成 28 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、廿日市市が発注した建設工事（以下「工事」という。）を優秀な成績で完成させた者を表彰することにより、公共工事の適正な施工と技術水準の向上を図るとともに、優れた品質の調達に資することを目的とする。

(表彰の時期)

第 2 条 市長は、本市が発注した工事について、優秀な成績で完成した者を当該工事の完成検査を実施した年度の翌年度に表彰するものとする。

(表彰対象事業者)

第 3 条 表彰は、次の各号のいずれにも該当する者に対して行うものとする。

- (1) 廿日市市建設工事競争入札参加資格を有する者。
- (2) 建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 6 条に定める主たる営業所、又は入札及び契約履行等の委任を受けている営業所を廿日市市内に有する者。
- (3) 表彰年度の前年度に完成した請負代金額 500 万円以上の工事であって、元請人として建設総務課が実施した完成検査の成績評定点及び実績数が別表に定める条件以上を施工した者。(ただし、共同企業体を構成し、施工した場合の工事を除く。)

(欠格事項)

第 4 条 前条各号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰年度の前年度当初から表彰の日までの間において、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱(平成 9 年告示第 25 号)に基づく指名除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかであるとき。
- (2) 表彰年度の前年度に完成した全ての工事のうち、工事成績の評定点が 65 点未満となった工事があるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、表彰することが不適當であると認められるとき。

(表彰の審査)

第 5 条 第 2 条の規定による表彰の可否については、建設工事成績評定審査会(以下「審査会」という。)が審査を行うものとする。

(表彰する者の決定及び通知)

第 6 条 市長は、審査会が行う審査の結果を踏まえ、表彰する者を決定する。

2 市長は、前項により決定した当該表彰者に対し、別記様式により通知するものとする。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

(表彰の公表)

第8条 市長は、第6条の規定により決定した結果を公表するものとする。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、被表彰者が本人の責めに帰すべき事由により、著しくその名誉又は信用を失墜したと認めるときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業 種	工事成績評定平均点 (基準点)	工事实績数
建築一式工事	85点	1件以上
土木一式工事ほか (建築一式工事を除いた全業種)	85点	2件以上

別記様式（第6条関係）

（元号） 年 月 日

（表彰者）様

廿日市市長

建設工事優良成績表彰者の決定について（通知）

このことについて、貴社が優良成績表彰者の対象となりましたので、廿日市市建設工事優良成績者表彰要綱第6条の規定に基づき、通知します。

（元号 年度）

業 種		工事成績評定平均点		工事实績数	
優良成績者表彰の要因となった主な工事					
工 事 名	工事場所	請負代金額	工事成績 評 定 点	技術者氏名	備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。